逐条解説

西東京市子ども条例



西東京市

子育て支援部 子育て支援課 2019年5月

目 次

は	じめに		l
l	条例が	`重 視 すること	2
2	条例の	構成	3
3	前文		4
4	第Ⅰ章	総則	8
5	第2章	子どもの生活の場における支援と支援者への支援	
6	第3章	子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進	13
7	第4章	子どもの相談・救済	19
8	第5章	子ども施策の推進と検証	24
資	料 子	ども参加と市民参加	26
資	料2 西	東京市子ども条例	27

はじめに

西東京市では、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市全体で子どもの育ちを 支えていくことを目的に、西東京市子ども条例(以下「条例」といいます。) を定めました。

条例では、はじめに基本的な考え方や、子どもをはじめとする市民の皆様へのメッセージを前文に示しています。また、子どもの育ちを支える人たちの役割や、子どものためにとくに進めていきたい取組、子どもの悩みごと・困りごとを相談できる仕組みをつくることなども定めています。

条例に盛り込む内容は、西東京市子ども子育て審議会や、審議会が設置する(仮称)子ども条例検討専門部会で議論を重ね、また、庁内検討組織として(仮称)子ども条例策定庁内検討委員会で検討し、条例要綱として作成しました。その完成までの間には、様々な方法で子ども等の意見を聴取し、さらに、幅広い市民の意見を反映するため、パブリックコメントと市民説明会を実施しました。

この解説は、条例の理念が、子どもをはじめとする関係する皆様に理解され、また、関係機関が条例の趣旨を踏まえたうえで取組を進められるよう、 条例要綱の解説文をもとに作成したものです。条例への理解を深め、一人 ひとりが子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健やかな育ちのために努め ていただきますようお願いいたします。

条例が重視すること

条例では、次の点を重視しています。また、対象である子どもにも親しみを 持ってもらえるよう、西東京市の条例では初めて「です・ます」調の条文にし ています。

西東京市の子どもがいっそう自分らしく生きていくことができるように、また、子どもにとってあってはならない出来事を忘れないためにも、前文で条例の理念を示し、「総合的な条例」としています。総合的な条例とは、次の4つのポイントを意味します。

考え方・理念+施策の原則+制度設置+条例の実施・検証という総合 健康、医療、福祉、教育など子どもに関わる分野の総合 家庭・園・学校・地域など子どもが生活する場の総合 子ども支援+子どもに関わる人たちの支援の総合

総合的な条例のもとで、子ども固有の相談・救済制度を設け、子どもがSOSを出しやすいような手立てを取り、そのSOSが効果的な救済・回復に結びつくような仕組みを定めています。

さらに、子ども施策や子どもにやさしいまちづくりを推進するにあたって、虐待、いじめその他の権利侵害、子どもの貧困、子どもの居場所作りなど、子どもをめぐる今日的な問題に取り組むことや、子どもから多くの意見が寄せられた、子どもを取り巻く環境の整備に努めること、さらに、国際的な要請でもある子どもの意見表明・参加や、子どもの権利の普及などについて、その原則を定めています。

施策やまちづくりを進めるため、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその 職員、地域と住民がその役割を十分に果たせるよう、必要な支援を 受けることができることを定めています。

市民をはじめとする関係者の連携・協働を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを定めています。



2 条例の構成

条例は、条例の理念を示す前文と、6つの章で構成しています。

前 文

第1章 総則

(第 | 条 - 第 4 条)

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援 (第5条-第7条)

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進 (第8条-第14条)

第4章 子どもの相談·救済 (第15条-第23条)

第5章 子ども施策の推進と検証 (第24条-第26条)

第6章 雑則 (第27条)

3 前文

前文は14の段落からなり、条例の基本的な考え方や、子どもをはじめと する市民へのメッセージを示しています。また、読みやすく理解してもらいやす いよう意識しています。

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるま ちにしていきます。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員と して位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていきます。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にするまちにしていきます。

- ↑ わたしたちを主語に、子どももおとなも一緒に、まち全体で子どもが健やかに育つことができる「子どもにやさしい西東京」をつくっていくことを示しています。
- ▼「わたしたち」とは、西東京市に在住、在勤、在学する全ての人です。
- ▼「子どもにやさしい西東京」とは、あらゆる場面で、子どもの権利を大切にし、子どもの意見を尊重して子どもの参加を推進し、子どもの最善の利益を考慮したうえで、子どもに関する支援や施策・事業を行い、子どもの健やかな育ちを市全体で支えていくまちです。国際連合・児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)やユニセフなどの国際的な考えを踏まえたものです。
- → そのうえで、子どもが失敗や間違いをしてもやり直すことができ、それを糧に成長していくことができるまちにしていくことを示しています。失敗や間違

いが許されないという意識は、新たなことに挑戦することを阻み、子どもが成長する可能性や機会を排除してしまいます。また、やり直せるという意識がまち全体にあることが、子どもにとって救いや希望になります。



- ★ また、子どもを、西東京市や社会をつくっていく一員であると認め、様々な場面でその力を発揮し、いきいきと過ごしていけるようなまちにしていくことを示しています。
- ★ さらに、いじめや虐待、貧困の悩みを抱える困難な状況にある子ども、また日本語を母語としない子どもや障害のある子ども、不登校・ひきこもり状態にある子ども、性的マイノリティである子どもなど、多様な子どもの背景や子どもの気持ち、状況を理解することなどを通じて、それぞれの尊厳が守られ、社会への参加を大切にするまちにしていくことを示しています。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

- → 子どもを主語に、子どもの権利条約などの国際的な考え方や、西東京市の子どもに対するヒアリングなどを踏まえ、子ども支援や子ども施策における基本的な原則を定めています。
- → 子どもは一人の人間であり、人格をもった権利の主体であり、それらが 大切にされることが基本です。乳幼児についても、国連・子どもの権利委 員会の見解に基づき、特別な保護が必要な存在であるとともに、成長に 応じて自らの権利を行使する資格を有していることを示しています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

▼ いじめ、虐待、貧困、体罰、不適切な指導及び対応、それらに準ずるものが、子どもを取り巻く困難な状況と捉え、それらについてまち全体で支援に取り組み、子どもの権利の出発点である子どもの命を大切に守っていくことを示しています。

- ★ また、子どもは、一人ひとりのもつ違いを個性として認められ、差別されることなく、自分らしくいきいきと育つことができるということを示しています。
- ★ さらに、子どもは、その子どもにとって最も良いことはなにか、子どもの権利条約のキーワードの一つである子どもの「最善の利益」を、何においても一番に考えられることが根本にあると示しています。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわる ことやまちづくり等に参加することができます。

- → 子どもの意見表明と子ども参加について示しています。
- ▼「意見」とは、意思・意向という広い意味です。
- ★ また、子どもに関わることやまちづくりに、子どもが参加していくことができることも示しています。子どもの社会参加の現状から、加わることから進めていくという意味で「参加」としています。
- ★ 権利の視点からは、「参加」は、加わる以外に企画や決定過程に関わる、 位置づけられるという意味があります。子どもの意見表明や参加について は、子どもが健やかに育つ環境をつくる上であらゆることにつながる大切 なものの一つであり、前文に位置づけ、各章に及ぶ根本的なものと捉えて います。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。

★ おとなを主語に、おとなのあり方について、子どもの気持ちを考え、尊重し、 寄り添いながら、子どもが自ら成長することを支援することが大切である ことを示しています。「遊び」と「学び」は、子どもが生き成長していくうえで 決定的に重要であり、とくに乳幼児にとっては、遊びは学びそのものであり、 そのための環境づくりが大切であることを強調しています。 ★ また、子どもが安心して自分の思いや考えを伝えられるように、おとなは子どもの意見を軽視したり、無視したりするのではなく、その意見をもつに至るまでの考え方や状況に配慮し、きちんと子どもに向き合い、受けとめ、丁寧に話を聴くことを示しています。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

予 地域の方々は、子どもが地域で育つことを意識し、子どもの育ちを見守り、顔の見える関係づくりを進め、そのことにより子どもが安心して生きていくことができるよう支援していくことを示しています。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

★ 市は、子どもが生まれてから成長していく過程で、子どもが安心して育っ ことができるように、切れ目のない支援を進めることを示しています。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、 日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

▼ 最後に、日本国憲法や 1994(平成6)年に日本が批准した子どもの権利条約、2016(平成28)年の法改正で、その条約が理念に位置づけられた児童福祉法、そのほか、民法、児童虐待防止法、子ども・若者育成支援推進法、児童売春・ポルノ禁止法など、子どもに関連する法律の趣旨や規定を踏まえて、この条例を定めたことを示しています。



★ 近年、児童虐待等の防止や児童の権利利益の擁護の観点から、法改正が行われています。2019(平成31)年4月1日には、東京都子供への虐待の防止等に関する条例が施行されます。そうした経緯や今後の取組を踏まえていくことも大切です。

4 第 1 章 総則

条例の目的、言葉の定義、市やおとなの役割などを定めています。

(目的)

- 第 I 条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市(以下「市」といいます。)全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。
- ★ 条例の目的を定めています。
- → 子どもが心も身体も健康に育つことができる環境を整備していくという 考えをまち全体で共有し、市はそのための制度を整え、西東京市全体で 子どもの育ちを支えていくことを目的としています。

(言葉の意味)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号 に定めるところによります。
 - (1) 子ども 市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。
 - (2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。
 - (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民 活動を行う団体をいいます。
 - (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

- → 条例に用いられる「子ども」「保護者」「市民」「育ち学ぶ施設」の4つの言葉の意味を定めています。
- ▼「保護者」とは、親、里親その他親に代わり子どもを養育する者です。
- ▼「市民」とは、西東京市に在住、在学、在勤する者とともに、市内で市民活動を行う団体を含みます。
- ▼「育ち学ぶ施設」のうち、「児童福祉法に定める児童福祉施設」とは、保育所、児童養護施設、児童家庭支援センター、児童館・児童センターなどです。
- ▼「学校教育法に定める学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などです。
- ▼「その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設」とは、認可外保育施設、学童クラブ、塾、フリースクール、スポーツクラブなどです。

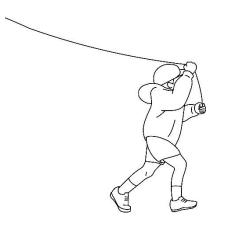
(市等の役割)

- 第3条 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。
- 2 保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。)に規定する第一義的な責任を 負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援 を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとします。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長する よう支援に努めるものとします。
- 4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな 育ちのために協力するよう努めるものとします。
- 5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、 保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとします。



- → 子どもの健やかな育ちのために、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者の役割を定めています。

- 〒保育士や教職員など、育ち学ぶ施設の関係者は、子どもにとって施設で過ごすことが大きな成長の機会であることを踏まえ、子どもが主体性をもって学び、活動することができるように支援する役割を担います。
- ▼ 市民は、子どもが身近な存在であり、地域の中で遊び、学び、活動することで育っていくことを認識し、子どもの健やかな育ちのために、子どもや保護者などに協力することに努める役割を担います。
- 予事業者は、事業活動を行う全ての人や団体のことであり、活動を行うなかで、働く子どもが健やかに育っていくことができるような環境づくりや、働く人たちが子育てしやすい環境づくりなどに努める役割を担います。



(連携)

- 第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとします。
- 2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとします。
- → 子どもの育ちの支援には、市やおとなの連携・協働や、市と国、東京都などとの協力が重要であり、独立した条文で強調しています。

5 第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援

子どもの生活の場である家庭や育ち学ぶ施設、地域社会で、保護者や育ち学ぶ施設の関係者、市民が、第3条に規定する役割を果たせるよう、支援されることを定めています。

(保護者と家庭への支援)

- 第5条 保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健やかな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。
- 2 市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に 規定する役割を認識し、安心して子育てに取り組むことができるよう 必要な支援に努めなければなりません。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。
- ↑ 保護者と家庭への支援を定めています。
- → 子育てについて第一に責任を負う保護者は、子どもの育ちに 重要な役割を担っており、その役割を充分に果たすことが期待 されます。
- 〒 保護者が一方的に責任を負わされるのではなく、必要な支援を受けながら、その役割を果たせるようにしていくことが大切です。そのため、市や育ち学ぶ施設の関係者、市民は、保護者が家庭で安心して子育てができるように、協力して支援に努めなければなりません。



(育ち学ぶ施設とその職員への支援)

- 第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。
- 2 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の 職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援 に努めなければなりません。
- 3 保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定 する役割を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めな ければなりません。
- 〒 育ち学ぶ施設とその職員への支援を定めています。
- ↑ 市、育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、例えば研修の機会を保障するなど、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるように支援に努めなければなりません。

(地域と市民への支援)

- 第7条 市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を 受けることができます。
- 2 市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めなければなりません。
- 3 市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要 な支援に努めなければなりません。
- 地域と市民への支援を定めています。
- ▼ 市、市民、事業者は、それぞれの役割を果たし、子どもが地域の一員として、安全・安心して生活できるような地域づくりに努めなければなりません。
- ↑ さらに、市は、市民が子どもの健やかな育ちのために行う活動に支援に 努めなければなりません。



6 第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進



子ども施策と、子どもにやさしいまちづくりの推進に関係する内容を定めています。

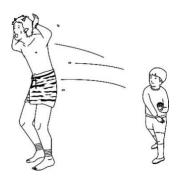
子ども施策では、子どもへの虐待、いじめ、子どもの貧困など、すでに取り組んでいるにもかかわらず、なお解消されていない子どもをめぐる課題を取り上げています。条例に定めることで、子どもを基本において、総合的に取り

組むことを強調しています。また、子どもをめぐる状況の改善・進展に必要な居場所作り、子どもの意見表明・参加と、子どもにやさしいまちづくりの推進に欠かすことのできない子どもの権利の普及についても定めています。

(虐待の防止)

- 第8条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努めるものとします。
- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見に取り組むものとします。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市その他関係機関に通報しなければなりません。
- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係 機関と協力して、必要な支援を行うものとします。
- 予 児童虐待防止法や児童福祉法に規定する内容と重なる部分もありますが、条例に定めることで、市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者それぞれが、子どもの虐待防止と、子どもにやさしいまちづくりに取り組むことを強調しています。
- ▼ 国連・子どもの権利委員会は、家庭や施設を含むあらゆる場面で体罰を法律で明確に禁止すること、体罰に代わる非暴力的な形態のしつけや規律の広報を促進することなどを勧告しています。
- ▼「虐待」とは、児童虐待防止法で規定する身体的虐待、性的虐待、放任・ネグレクト、心理的虐待を指します。

予児童虐待防止法や児童福祉法では、「市町村、 都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相 談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の 設置する福祉事務所若しくは児童相談所」に、場 合によっては家庭裁判所に、通告することになって います。



▼「関係機関」とは、同様の機関を指します。

(いじめその他の権利侵害への対応)

- 第9条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。
- 2 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発 見に取り組むものとします。
- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。
- 4 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。
- 〒 育ち学ぶ施設などで、子どもはいじめなどの権利侵害を受けることなく、 安心して生活できることを強調しています。
- ▼ また、「いじめその他の権利侵害の予防及び早期発見」に子どもの視点から取り組むことが大切です。
- ↑ いじめなどの権利侵害はすぐになくなるわけではなく、SOSを出せない子どもがたくさんいます。そのため、傷ついた子どもの気持ちを基本に、適切に救済していくことが必要です。
- 「いじめその他の権利侵害に関わった子ども等」とは、いじめをする子ども、いじめを扇動する子ども、いじめを傍観する子どもなどを指します。市や育ち学ぶ施設の関係者は、再びいじめその他の権利侵害に関わることがないように、適切な指導や意識啓発などに取り組みます。

〒 育ち学ぶ施設の職員が体罰や不適切な指導を行うことがないように、
研修などに取り組むことも求めています。

(子どもの貧困の防止)

- 第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの 貧困問題に総合的に取り組むよう努めなければなりません。
- → 子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの貧困問題に総合的に取り組むことを定めています。
- → 子どもの貧困問題は、自己責任にとどめることなく、市と育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者が連携・協働して取り組まなければなりません。

(健康と環境)

- 第 | | 条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るよう努めなければなりません。
- 2 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めなければなりません。
- ★健康や環境づくりは、受動喫煙防止や騒音による 安眠妨害についての意見、緑の保全や公園について の意見、学校の環境整備を望む意見など、子どもか ら多くの意見がありました。
- ★ 市は、子どもの心身の健康を維持・増進し、子どもが生きていくための安全で良好な環境の確保に努めなければなりません。



(子どもの居場所)

- 第12条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するため に必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。
- 2 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。



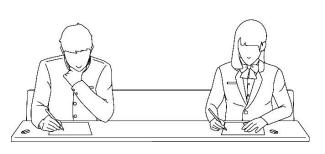
- → 子どもは、安心して過ごせる場所や友人と話したり、部活動をしたり、勉強したりと、思い思いに活動できる場を居心地が良いと感じています。
- → 子どもが安心できる居場所作りを進めるに当たっては、居場所を与えるという考え方ではなく、子どもの自主性を大切にしなければなりません。そのため、市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが意見を表明し、参加できるように努めることを定めています。
- 〒第2項は、西東京市市民参加条例(平成 | 4年 | 0月 | 日条例第23号。 以下「参加条例」といいます。)第6条に規定する参加手続の対象とは別に、「子どもの居場所作り」を対象に、子ども参加手続を求めるものです。

∅ 26ページ、資料 1 ∅

(子どもの意見表明や参加)

- 第13条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考え や意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。
- 2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの 意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重 し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。
- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を 促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得 ることができるよう努めるものとします。
- → 子どもの意見表明や子ども参加は、子どもの最善の利益がどのようなことか知るうえでも、子どもが健やかに育つ環境をつくるうえでも大切です。 そのための機会や制度を設け、子どもの主体的な活動を支援することが必要です。

- ★参加条例第3条では、子どもを含むすべての市民が参加することができることを、基本原則の一つとしています。第1項は、参加条例に基づく参加手続の中で、とくに子どもを対象とした仕組みづくりに努めることを求めるものです。
- ★ また、子どもが意見を表明し、参加していくためには、子どもが意義や方法を学習することや、情報を獲得することが不可欠です。市や育ち学ぶ施設の関係者は、必要な取組に努めることも定めています。



(子どもの権利の普及)

- 第 | 4条 市は、この条例及び条約に規定する子どもの権利について、子 どもその他の市民が学び、理解し、子ども自身が身に付けることがで きるよう普及に努めなければなりません。
- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、理解し、身に付け、さらに自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとします。
- 3 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者その他の子どもの育ちに関わる者が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めなければなりません。
- → 子どもにやさしいまちづくりには、児童福祉法にも理念が位置づけられた子どもの権利条約の普及が必要となります。

- ↑ 市は、子どもの権利について市民全体が理解し、子ども自身が子どもの権利を身につけることができるように、様々な手立てと工夫により、普及啓発に努めなければなりません。
- ↑ 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、身に付け、自分と他人の権利を尊重し合うことができるように支援に努めることも定めています。
- → 子どもの権利の普及には、保護者や育ち学ぶ施設の関係者など、子どもの育ちに深く関わる人たちが子どもの権利を学び、理解することが不可欠です。そのために、市は、必要な手立てを講じなければなりません。

7 第4章 子どもの相談・救済

子どもの相談・救済は、新たな制度であるため独立して定めています。

公的な第三者機関は、地方自治法第 I 38条の4の規定により、市長の附属機関として設置します。

(子どもの権利擁護委員の設置)

- 第15条 子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。
- ↑ いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。
- 既存の相談窓口とは、次の点で異なります。
 - ・ 子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け、問題を解決することを基本にしていること
 - ・特定の分野に限らない子どもの権利侵害 全般を取り扱うこと
 - ・公的な第三者機関であること
 - ・関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が、条例に基づく 権限として定められていること

(定数と委嘱の基準)

- 第16条 擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の 中から市長が委嘱します。
- 対 擁護委員は3人以内とします。
- ▼ 擁護委員は、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益に配慮できる人物である必要があります。

(任期)

- 第 17条 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。
- ★ 擁護委員の任期は3年間とし、再任は妨げないものとすることで、継続性も担保します。

(相談・調査に関する専門員の設置)

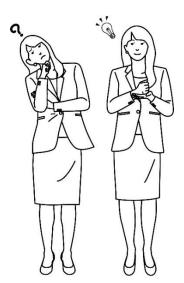
- 第 1 8 条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。
- ▼ 専門員は、擁護委員と同様に、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の 利益に配慮できる人物であることが望まれます。

(擁護委員の職務)

- 第19条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。
 - (I) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
 - (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
 - (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。
 - (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
 - (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。
 - (6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。
- 2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密 を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。



- Υ 擁護委員の職務を定めています。
- ▼「意見を述べること」とは、市や市の機関には制度改善のための「提言」、市以外の機関には「意見表明」の2つの意味があります。
- ★ 擁護委員は、子どもから相談を受けた場合、必要な助言をするとともに、情報の提供などの支援を行います。必要があれば、子どもをはじめ関係者から話を聴くなど、事実を調査し、権利侵害からの救済のため、関係者との調整や関係者への要請を行います。権利侵害を防ぐため、制度改善などの意見を伝えることもできます。
- 子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置づけられ、最善の利益が確保できるよう支援されます。そのため、一方的な要請や意見提出で、権利侵害の相手方と子どもを対立させてしまっては、子どもの最善の利益にならない場合もあり、擁護委員の調整が重要になります。
- 〒 保護者や育ち学ぶ施設の関係者などが対応に 悩み、うまく解決することができずに子どもとの関係がこじれるようなとき、第三者の擁護委員が、調整役として、何が最善か考え、子どもの権利侵害 からの救済の方法を見つけていくことが大切になります。
- 推護委員が効果的に活動を進めるためには、市 民の理解や他の相談・救済機関との連携が不可 欠です。そのため、活動報告・公表や子どもの権 利擁護について必要な理解を広めること、関係者 との連携を進めることも職務として定めています。



(要請や意見表明の尊重)

- 第20条 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。
- 2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、 必要な措置をとるよう努めるものとします。

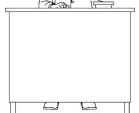
- → 市は、擁護委員が要請や意見表明をした場合、その内容を尊重し、必要な措置をとります。
- ▼ 市以外の関係者も、同様に努力することを定めています。

(擁護委員の独立性の確保と活動への協力)

- 第21条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。
- 2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の 職務に協力するよう努めるものとします。
- 3 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが 擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとし ます。



Y 擁護委員は、第三者機関であることを強調しています。 独立性が尊重されることで、擁護委員の活動が効果 的で信頼されるものになり、子どもは安心して相談できます。



- 〒保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、 擁護委員の職務に対して、情報提供などの協力に努めることを定めています。
- → 子どもが擁護委員に相談などをしやすい環境を、まち 全体でつくっていくことに努めることも定めています。

(見守り等の支援)

- 第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を 行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守 り等の支援を行うことができます。
- ★ 擁護委員は、救済活動が終了した後も、関係機関や団体などと協力してその子どもを見守り、支援していくことができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

- 〒 擁護委員は、独立性が尊重されているため、活動状況を公表し、広く検証してもらうことが大切です。擁護委員は、活動内容を市長に報告し、市長は公表します。
- ★ 擁護委員の独立性や活動には市民の理解が必要です。個人のプライバシーに十分配慮したうえで情報を共有することは、子どもを取り巻く問題に共通認識を持つことにつながります。

8 第5章 子ども施策の推進と検証

条例と子ども施策を総合的、効果的に推進する ため、推進計画の策定や体制の整備、それらの検証 について定めています。



(推進計画)

- 第24条 市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための 基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置づけることができます。
- 2 市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を 反映させるよう努めなければなりません。
- 3 市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及 に努めなければなりません。
- ▼ 市は、条例に基づいた子どもに関わる施策を進めていくため、推進計画 を策定します。また、計画策定に当たっての、子どもをはじめ市民の意見 の反映や、計画の公表や普及に努めなければなりません。

(推進体制)

- 第25条 市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置します。
- 2 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方向性を決定し、及び調整を図ります。
- 3 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に 推進するものとします。
- → 子どもに関わる施策を推進していくため、市は、子ども施策に関係する 部署で組織する子ども施策推進本部を設置し、子ども施策に関する方 向性を決定し、庁内を横断して調整を図ります。

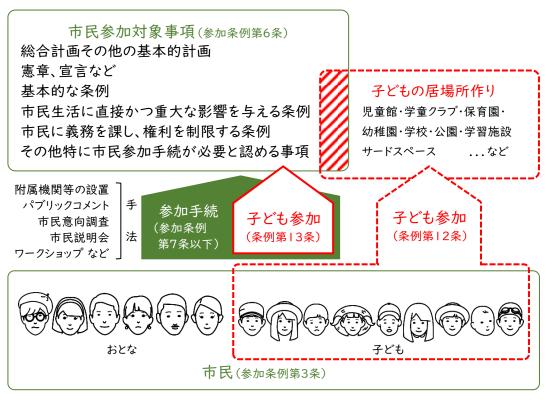
→ 子どもに関わる施策は行政だけでは実現できないため、市は、市民と連携・協働して子ども施策に取り組むことを定めています。

(検証)

- 第26条 市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとします。
- 2 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を 尊重し、必要な措置をとるものとします。
- → 条例を踏まえた推進計画が着実に推進されているのかを、子どもをはじめ市民の声を活かしながら検証することを定めています。

資料 | 子ども参加と市民参加

- 〒 条例第Ⅰ3条第Ⅰ項は、参加条例に基づく市民参加手続を行う場合、 参加する市民として、これまで以上に子ども参加、「子ども」を意識した仕組みづくりに努めようという規定です。
- 対象事項は参加条例と同様です。ただし、参加手法には、例えば、審議会等の市民公募は原則 I 8歳以上としているように、子ども参加には必ずしもなじまないものもあります。創意工夫や配慮が必要となります。
- → 条例第12条第2項は、参加条例の対象事項とは別に、新たに「子どもの居場所作り」について、子ども参加に努めようという規定です。
- ★ 参加する市民は、おとなではなく子どもとなります。とくに手法は定めませんが、条例第 | 3条第 | 項と同様の創意工夫や配慮が必要です。
- ▼ 16ページに「子どもの居場所」の定義を示していますが、今後、推進計画の策定などを通じ、具体的に整理していきます。なお、子どもの居場所で、かつ、参加条例の対象事項という場合もあります(網掛け部)。条例第12条、第13条ともに該当するため、子ども参加に努めてください。



『西東京市市民参加条例の解説』(平成 | 6年3月)をもとに作成



資料2 西東京市子ども条例

平成 30 年9月19日条例第28号

目次

前文

第 | 章 総則(第 | 条 一第 4条)

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援(第5条一第7条)

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進(第8条 ―第 | 4条)

第4章 子どもの相談・救済(第15条 - 第23条)

第5章 子ども施策の推進と検証(第24条 - 第26条)

第6章 雑則(第27条)

附則

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をとも につくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていきます。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置 づけられ、その役割が果たせるまちにしていきます。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にするまちにしていきます。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、 そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子ども と向き合って意見を聴きます。 地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子ども が安心して生きていくことができるよう支援していきます。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整える ため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市(以下「市」といいます。)全体 で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) 子ども 市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する 18 歳未満の全 ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることが ふさわしいと認められる者を含みます。
 - (2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。
 - (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。
 - (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

(市等の役割)

- **第3条** 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、 子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総 合的に実施しなければなりません。
- 2 保護者は、子育でについて、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。 以下「条約」といいます。)に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとします。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援 に努めるものとします。
- 4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのため に協力するよう努めるものとします。



5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとします。

(連携)

- 第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとします。
- 2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を 実施し、子どもの育ちを支援するものとします。

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援 (保護者と家庭への支援)

- **第5条** 保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健や かな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。
- 2 市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に規定する役割を認識し、安心して子育てに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育て ができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設とその職員への支援)

- **第6条** 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。
- 2 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。
- 3 保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定する役割 を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めなければなりません。 (地域と市民への支援)
- **第7条** 市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。
- 2 市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を 認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活 できる地域づくりに努めなければなりません。
- 3 市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要な支援に 努めなければなりません。

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

(虐待の防止)

- 第8条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受ける ことなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努めるものとします。
- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見に取り組むものとします。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市その他関係機関に通報しなければなりません。
- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利侵害への対応)

- **第9条** 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。
- 2 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発見に取り 組むものとします。
- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子ども を迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うも のとします。
- 4 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。 (子どもの貧困の防止)
- 第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めなければなりません。

(健康と環境)

- 第11条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るよう努めなければなりません。
- 2 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めなければなりません。

(子どもの居場所)

- 第12条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するために必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。
- 2 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの意見表明や参加)



- 第13条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を 表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。
- 2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。
- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

- 第14条 市は、この条例及び条約に規定する子どもの権利について、子どもその他の市民が学び、理解し、子ども自身が身に付けることができるよう普及に努めなければなりません。
- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、理解し、身に付け、さらに自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとします。
- 3 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者その他の子どもの育ちに関わる者が子 どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めなければ なりません。

第4章 子どもの相談・救済

(子どもの権利擁護委員の設置)

第15条 子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

(定数と委嘱の基準)

- 第16条 擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

(任期)

第17条 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。

(相談・調査に関する専門員の設置)

第18条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員 を置きます。

(擁護委員の職務)

第19条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

- (I) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐ ための意見等の内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。
- 2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(要請や意見表明の尊重)

- **第20条** 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。
- 2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。

(擁護委員の独立性の確保と活動への協力)

- 第21条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。
- 2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。
- 3 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。

(見守り等の支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。

(活動の報告と公表)

- 第23条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。
- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

第5章 子ども施策の推進と検証

(推進計画)

- **第24条** 市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置付けることができます。
- 2 市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を反映させ



るよう努めなければなりません。

3 市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及に努めなければなりません。

(推進体制)

- 第25条 市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を 設置します。
- 2 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方 向性を決定し、及び調整を図ります。
- 3 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に推進するものとします。

(検証)

- **第26条** 市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとします。
- 2 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を尊重し、必要な措置をとるものとします。

第6章 雜則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

I この条例は、平成30年 I 0月 I 日から施行します。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行します。

(準備行為)

2 市は、前項ただし書の規則で定める日前においても、擁護委員等の設置に係る事務に関し必要な準備行為を行うことができます。



西東京市子ども条例 逐条解説

2019 (令和元) 年 5 月

西東京市 子育て支援部 子育て支援課